

日 時 平成25年5月2日（木）19:00～20:20

場 所 若草第一集会所

出席者 （会長）中原 （副会長）西村、小野

（町内会長） 向井、山本(徹)、北川、上野、太田、東、足立、高川

（グループ代表）舟木、小早川、山本(和)

（監事）谷口、齊藤

（事務局）木村、妹尾、長谷川、徳岡

〈敬称略〉

☆ 会議に入る前に、次の2点について説明があった。

- ① 民生委員児童委員協議会から、民生委員活動への協力依頼について
- ② 保険会社担当者から、自治会活動保険の内容と更新手続きについて

1. 会長からの報告・連絡

(1) 理事会の進め方について

- まちづくり協議会の最高議決機関は総会で、理事会は総会に次ぐ議決機関であり、執行機関・調整機関でもある。構成員である理事は、個別の所属団体の利益代表ではなく、志津南地区全体に関することを全体的に公平に考えて、真剣に議論していただきたい。また、議決・執行・調整の権利と権限が与えられているとともに、大きな義務と責任を負っている。
- 理事会での議論のためには、必要な情報の共有が重要であり、情報は文書で示して説明し、理解していただけるようにする。
- 今年度は、会長・副会長に、必要であれば監事にも加わっていただき、合議制の「本部役員会」という会議体を設け、理事会の審議に付す原案を作り、提示する。
また、丁寧な説明と質疑応答を行い、十分な時間をとって、活発な議論をした上で、結論を出すようにしたい。
- 町内会の役員は輪番制であるが、各町内会の会則には、役員選定にあたっては諸事情に配慮するような規定がある。しかし、その実効性には疑問があり、不安を抱いている方もある。（転居を考えている方もある。）これは、地域型組織としての町内会の課題である。「町内会長会」というような会議体を設けて、住民全体の意識を変革していくような対策を議論してはどうかと考える。西村副会長に調整していただき、協議してもらいたい。

(2) 草津市自治連合会・草津市まちづくり協議会連合会について

- 「草津市自治連合会」は、自治連合会がない学区・地区からはまちづくり協議会の代表者が会議に出席することになっている。
- 平成 24 年 12 月には全ての学区・地区にまちづくり協議会が設立されたので、平成 25 年度からは、まちづくり協議会会長で構成される「草津市まちづくり協議会連合会」が設立された。
- 平成 25 年度はとりあえず「草津市自治連合会」と「草津市まちづくり協議会連合会」の二本立てで進めることになっている。

(3) グリーンヒルCATV検討委員会について

検討委員会のメンバーは、上田委員長と小野委員の他、若草地区・青山地区・松が丘地区の代表として各1名の委員に、(株)ZTVからの委員を加えるということが4月の理事会で決定されていた。若草地区の代表は、若草六丁目町内会副会長の田中さんをお願いすることになった。青山地区・松が丘地区の代表と(株)ZTVの委員については、既に依頼済みであり、5月中ごろまでに連絡がある予定。

2. 各町内会・各グループ・事務局からの報告・連絡

(1) 環境美化委員会

- 「志津南地区環境美化委員会規則」を制定した。
- 児童公園等の維持管理について、町内会以外にボランティアとして取り組む団体がある。町内会では草刈機の使用に慣れていないこともあり、これらのボランティア団体と協働していく必要があると考える。「志津南地区児童公園等維持管理規則」を制定し、関係団体との連携・調整をすることとしたい。

(2) 広報委員会

- 志津南ニュースを、広報くさつの配達に合わせて町内会長宅に届けるので、配付願いたい。
- 志津南ニュースやホームページに、町内会や各団体の活動予告や活動報告の記事を提供して欲しい。なお、写真は「jpg形式」か「gif形式」でお願いしたい。
- 志津南ニュースの「折々の記」について、今まで個別に依頼してきたが、7月15日号(原稿締め切り6月末)から、各町内会のどなたかに輪番で執筆をお願いしたい。
- 5月15日号広報くさつの配達するとき、市危機管理課から防犯灯のLED化の申込用紙が届けられるので、町内会で計画されている場合は申込みされたい。

(3) 若草地区集会所管理委員会

集会所の改修について、先に協議したように進めていく予定であり、今回5棟すべて改修する。改修内容は、屋根と外壁を主にして、設備なども点検してやっていく予定である。向井委員長と建築専門家の山中町並み保存委員会委員長で、5月6日に集会所を点検して改修案をつくり、次回に提示する。

(4) 若草三丁目町内会

町内会総会で、以前市民センター前の階段でけがをしたことがあるため、手すりをもう1本設置して欲しいとの要望があった。市民センターで検討していただきたい。

(5) ふれあい推進委員会

ふれあい夏まつりは7月27日開催を決定している。第1回実行委員会を5月18日に開催する。模擬店の品目を決めるので、各町内会として考えておいて欲しい。

(6) 若草八丁目町内会

町内会活動に伴う交通費について、どのように考えれば良いのか。

- バス代を基本にしたら良いのではないかと。車を利用する場合は燃費10km/ℓ、燃料費160円/ℓとすれば16円/kmとなる。町内会で決めてください。

(7) 社会福祉協議会

今年度の平和祈念講演は、7月28日(日)14時30分から市民センターで開催することに決定した。東日本大震災で被災した小学校の校長を講師として招くので、参加を予定していただきたい。

3. 審議事項

(1) 各団体の予算執行について、

活動費の執行について、「活動単位」で予算を超過する場合、各団体の年間総予算の範囲内で流用ができること。また、「各団体の総予算」を超えて活動を実施する必要性が生じた場合は、事前に本部の承認を得ること。実際の運用としては、金額によっては理事会の承認も得る必要があること、としたい。活動は予算の範囲内で実施するのが基本であり、やむを得ず必要があるときに配慮する規定であると受け止めていただきたい。

【結論】全員了承。

4. その他

理事会の開催案内を1週間前に届けるので、協議事項などがあれば、理事会の10日前までに事務局に提出してください。

以上